

株 主 各 位

東京都中央区京橋一丁目5番8号

日本冶金工業株式会社

代表取締役 木 村 始
社 長

第133期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第133期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成27年6月24日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月25日（木曜日）午前10時
2. 場 所 神奈川県川崎市川崎区江川二丁目8番14号
かわさき双輪荘1階
（末尾の会場ご案内略図をご参照ください）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第133期（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第133期（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）計算書類報告の件
- 決 議 事 項
 - 第1号議案 取締役4名選任の件
 - 第2号議案 監査役2名選任の件
 - 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎当日の総会会場におきましては、節電の観点により空調温度を高めを設定する予定であります。これにともない、当社職員は軽装にて対応させていただきたく存じますので、株主の皆様におかれましても軽装にてご出席賜りますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.nyk.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(自 平成26年4月1日)
(至 平成27年3月31日)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 当事業年度の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度のわが国経済は、各種金融財政政策による、景気の下支え効果が見られたものの、消費税率引き上げ影響が長期化し、景気回復は、足踏みの様相を呈しました。また、海外では中国、アセアン地域における経済成長の減速、欧州景気の低迷等、不透明な状況が続きました。

ステンレス特殊鋼業界におきましても、前半のインドネシアにおけるニッケル鉱石輸出規制を背景としたLMEニッケル相場の急騰および後半の円安進行により、当連結会計年度を通じて原料価格および電力をはじめとするエネルギーコストは高止まりし、厳しい事業環境となりました。

このような経営環境の中、当社グループとしましては、生産コストに応じた販売価格の適正化と戦略分野である高機能材の拡販に努めました。特に、環境・エネルギー等の成長分野における受注の獲得に向けて、海外現地法人をはじめとした各営業拠点が持つ関連情報を一元管理し、各拠点の受注活動を組織的にバックアップする等、販売力強化に取り組んでまいりました。

この結果、当社における当年度の販売数量は前年度比2.3%減（高機能材9.4%増、一般材4.5%減）となり、当連結会計年度の売上高は1,295億円（前連結会計年度比95億97百万円増）となりました。

また、前述の原料価格、エネルギーコストの増加に対応するため、高機能材製造プロセスの改善や新たな原料ソースの開拓等に取り組んだ結果、経常利益は13億7百万円（前連結会計年度比6億94百万円増）になり、更に、平成27年度税制改正に伴う法人税等の税率変更影響も加わり、当期純利益は、20億92百万円（前連結会計年度比16億12百万円増）となりました。

当社は、事業基盤の整備に必要な投資や業績見通しなどに配慮しつつ、更なる財務体質の強化を図りながら、安定的に配当を実施することを基本方針としており、当社の財務体質の健全性を確保する観点から、平成27年3月期（当期）における期末配当に関しま

しては、誠に遺憾ながら見送らせて頂きたいと考えております。何卒ご理解を賜りたく存じます。

② 設備投資の状況

当社グループにおきましては、事業環境の動向を踏まえ、最も重要な戦略商品として位置づけている高機能材の競争力強化のための投資と、環境・省エネルギー関連投資および事業基盤強化のための投資を実施いたしました。

その結果、当連結会計年度の実績は、43億17百万円となりました。

③ 資金調達の状況

運転資金ならびに設備投資資金は自己資金および社債、借入金により充当いたしました。

なお、当連結会計年度におきまして、以下のとおり社債発行を実施しております。

発行会社名	発行銘柄	発行日	発行総額	償還期日
日本冶金工業株式会社	第1回無担保社債	平成27年3月31日	3,000百万円	平成32年3月31日

(2) 対処すべき課題

今後のわが国の経済動向につきましては、各種経済政策による効果が追い風となり、景気回復が期待されます。また、海外経済も、国・地域によるバラツキはあるものの、全体としては緩やかな回復傾向が維持されることが見込まれます。

ステンレス特殊鋼業界を取り巻く環境には、原料コストやエネルギーコストの動向等、いくつかの懸念材料はあるものの、当社グループは、今後も大きな需要が見込まれる環境・エネルギー分野を中心とした高機能材等の受注に引き続き注力してまいります。

また、当社グループでは、引き続き適正な販売価格の維持に努めるとともに、前連結会計年度に公表しました、高機能材の拡販、高機能材事業の競争力強化を最大の柱とする『中期経営計画2014』に則り、原料調達から生産・販売まで多岐にわたり収益力強化のための施策実行を通じて、安定した経常黒字の確保と配当のできる強い財務基盤を作ってまいります。

株主の皆様におかれましては、なにとぞ今後とも絶大なるご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【『中期経営計画2014』における収益力強化と財務基盤強化に向けた基本戦略の概要】

- (ア) 高機能材拡販戦略の深化
 - (イ) 成長事業分野・業種への取組み
 - (ii) 国内外における販売体制の強化
- (イ) 高機能材事業の競争力強化策
 - (i) 汎用ルート化深耕による製造技術プロセス革新
 - (ii) 原料基盤の多様化による競争力の強化（コストダウンの推進）
 - (iii) アライアンスの積極活用
 - (iv) 納期競争力の強化
- (ウ) 顧客ニーズに対応した品質サービスの強化
 - (i) 高機能材の付加価値の拡大
- (エ) 一般材事業の強化

(注) 中期経営計画2014の詳細につきましては、下記の当社ウェブサイトをご参照下さい。
(http://www.nyk.co.jp/files/pdf/ja/ir_news_140328.pdf)

(3) 財産および損益の状況

① 直前3連結会計年度

区 分	第130期 平成23年度	第131期 平成24年度	第132期 平成25年度	第133期 (当連結会計年度) 平成26年度
売上高 (百万円)	134,860	108,817	119,903	129,500
経常利益(△損失) (百万円)	1,355	△6,461	613	1,307
当期純利益(△損失) (百万円)	839	△7,365	480	2,092
1株当たり当期純利益(△損失) (円)	5.92	△47.61	3.10	13.52
総資産 (百万円)	149,869	140,808	137,370	141,015
純資産 (百万円)	37,829	30,461	30,998	34,254

② 直前3事業年度

区 分	第130期 平成23年度	第131期 平成24年度	第132期 平成25年度	第133期 (当事業年度) 平成26年度
売上高 (百万円)	107,294	84,340	95,215	106,281
経常利益(△損失) (百万円)	1,349	△6,310	322	536
当期純利益(△損失) (百万円)	1,596	△7,378	△430	1,339
1株当たり当期純利益(△損失) (円)	11.26	△47.69	△2.78	8.65
総資産 (百万円)	135,242	127,443	122,715	126,785
純資産 (百万円)	41,063	33,694	33,277	35,382

<ご参考> 当社の売上高内訳表

区 分		第132期 平成25年度 (A)	第133期 平成26年度 (B)	前期比 (B) / (A)	
高機能材	販売量	千トン	40.1	43.8	109.4%
	売上高	百万円	31,804	39,017	122.7%
ステンレス鋼板	販売量	千トン	213.0	203.5	95.5%
	売上高	百万円	62,062	65,795	106.0%
その他	売上高	百万円	1,350	1,469	108.9%
	合計	売上高	百万円	95,215	106,281
うち輸出	売上高	百万円	26,267	31,283	119.1%

(4) 重要な子会社等の状況 (平成27年3月31日現在)

①子会社

会社名	資本金	議決権の所有割合	主要な事業内容
ナストーア株式会社	百万円 100	% 100.00	ステンレス鋼および高機能材の溶接鋼管の製造ならびに販売
ナス鋼帯株式会社	682	100.00	ステンレス磨帯鋼製造ならびに販売
ナス物産株式会社	560	100.00	ステンレス鋼、特殊鋼および加工品の販売ならびに加工
クリーンメタル株式会社	200	100.00	ステンレス鋼、特殊鋼および加工品の販売ならびに加工
ナスクリエート株式会社	90	100.00	ステンレス製品梱包用資材の販売および損害保険代理業
ナスエンジニアリング株式会社	102	100.00	設備設置工事、他エンジニアリング事業
ナステック株式会社	100	100.00	特殊鋼・ステンレス鋼の製造・加工に係わる作業受託業務
宮津海陸運輸株式会社	32	100.00	港湾運送、貨物自動車運送、通関業ならびに加工砂の販売
NAS TOA (THAILAND) CO., LTD.	千バーツ 220,000	100.00	ステンレス鋼管および加工品の製造販売

(注) 議決権の所有割合には間接所有割合が含まれております。

②持分法適用関連会社

会社名	資本金	議決権の所有割合	主要な事業内容
三豊金属株式会社	百万円 20	% 49.00	ステンレス鋼および非鉄金属材料の販売ならびに加工

(注) 1 議決権の所有割合は間接所有割合です。

2 三豊金属株式会社は、重要性が増したため、当連結会計年度より持分法の適用範囲に含めております。

(5) 主要な事業内容 (平成27年3月31日現在)

ステンレス鋼、耐熱鋼および高ニッケル合金鋼の鋼板 (薄板、中厚板、帯鋼)、鍛鋼品ならびに加工品の製造・販売、フェロニッケルの製造

(6) 主要な拠点等 (平成27年3月31日現在)

① 当社

本	社	東京都中央区京橋一丁目5番8号
支	店	東京支店、大阪支店、九州支店(福岡県福岡市)、名古屋支店、広島支店、新潟支店
工	場	川崎製造所(神奈川県川崎市)、大江山製造所(京都府宮津市)

(注) 他に海外における拠点として中国上海に「日邦冶金商貿(上海)有限公司」、米国シカゴに「NIPPON YAKIN AMERICA, INC.」、英国ロンドンに「NIPPON YAKIN EUROPE LIMITED」、およびシンガポールに「NIPPON YAKIN ASIA PTE. LTD.」の各現地法人があります。

② 子会社

ナ ス ト ー ア 株 式 会 社	本社(東京都中央区)
	支店 大阪支店
	工場 茅ヶ崎製造所(神奈川県)
ナ ス 鋼 帯 株 式 会 社	本社(大阪府大阪市)
	支店 東京支店、大阪支店
	工場 滋賀工場
ナ ス 物 産 株 式 会 社	本社(東京都中央区)
	支店 東京支店、名古屋支店、大阪支店
	事業部 加工センター(大阪府、愛知県)
NAS TOA (THAILAND) CO., LTD.	本社・工場(タイ)

(注) 他に海外における拠点として、タイ国バンコクにナス鋼帯株式会社の現地法人「NAS KOTAI (THAILAND) CO., LTD.」およびナス物産株式会社の現地法人「NAS TRADING (THAILAND) CO., LTD.」があります。

(7) 従業員の状況 (平成27年3月31日現在)

	企 業 集 団	当 社	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
従 業 員 数	1,982名	1,029名	38歳9月	17年2月
前年度末比増減	減10名	減7名		

(注) 従業員数は就業人員であります。

(8) 主要な借入先の状況 (平成27年3月31日現在)

借 入 先	借 入 残 高
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	18,720百万円
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	7,018
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	6,251
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	4,846
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	1,006

(注) 上記の他、下記金融機関を保証人として適格機関投資家向けに無担保社債を発行しております。
(保証人) (社債残高)
三井住友信託銀行株式会社 3,000百万円

2 会社の株式に関する事項（平成27年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数
普通株式 558,000,000株
- (2) 発行済株式の総数
普通株式 154,973,338株（うち 自己株式数284,744株）
- (3) 単元株式数 100株
- (4) 当事業年度末の株主数 28,976名
- (5) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口外）	10,945 ^{千株}	7.08 [%]
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,204	2.07
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	3,115	2.01
日 本 冶 金 協 力 会 社 持 株 会	2,764	1.79
松 井 証 券 株 式 会 社	2,027	1.31
大 和 証 券 株 式 会 社	1,975	1.28
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	1,800	1.16
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社 （常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）	1,775	1.15
前 田 建 設 工 業 株 式 会 社	1,505	0.97
日 本 冶 金 ナ ス 持 株 会	1,429	0.92

- (注) 1 持株数は1,000株未満を切り捨てて記載しております。
2 持株比率は自己株式（284,744株）を控除して計算しております。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（平成27年3月31日現在）

氏名	地位	重要な兼職の状況
木村 始	代表取締役社長	
諸岡 道雄	代表取締役	
久保田 尚志	取締役	
橋之口 真	取締役	
大田 富貴	取締役	
岡田 和彦	取締役	
山口 宗一	常勤監査役	
櫛木 一男	常勤監査役	
稲垣 多津夫	監査役	
前田 博美	監査役	ナス物産株式会社常勤監査役

- (注) 1 平成26年6月26日開催の第132期定時株主総会において、大田富貴氏は新たに取締役に選任され就任し、前田博美氏は新たに監査役に選任され就任いたしました。また、同日、第132期定時株主総会終結の時をもちまして、監査役 長田邦明氏は辞任により退任いたしました。
- 2 取締役 岡田和彦氏は社外取締役であります。
- 3 常勤監査役 櫛木一男、監査役 稲垣多津夫の2氏は社外監査役であります。
- 4 監査役 稲垣多津夫氏は、平成26年6月27日開催の日本精練株式会社第84期定時株主総会終結の時をもちまして、同社常勤監査役を退任しております。また、日本精練株式会社と当社との間には、現在取引関係はありません。
- 5 各社外取締役・監査役の当事業年度における主な活動状況は以下のとおりであります。

取締役 岡田 和彦	取締役会13回開催中13回出席	必要な意見、発言を適宜行っております。
常勤監査役 櫛木 一男	取締役会13回開催中13回出席 監査役会18回開催中18回出席 議などを行っております。	必要な意見、発言を適宜行っております。 監査結果についての意見交換、監査に関する審議などを行っております。
監査役 稲垣 多津夫	取締役会13回開催中10回出席 監査役会18回開催中15回出席 議などを行っております。	必要な意見、発言を適宜行っております。 監査結果についての意見交換、監査に関する審議などを行っております。

(注) 取締役会は上記の他、書面報告を2回行っております。

各氏はまた、当社代表取締役社長との定期的な意見交換会に参加、議論を行っております。

- 6 当社と社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
- 7 当社は、取締役 岡田和彦、監査役 稲垣多津夫の2氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

- 8 当社では、取締役会の活性化・機能強化を図るとともに、業務執行にかかわる責任と役割を明確にして、経営意思決定・業務執行の迅速化を図ることを目的に、執行役員制度を導入しております。平成27年3月31日現在の執行役員の状況は以下のとおりです。

役 位	氏 名	担 当
執行役員社長	木 村 始	
専務執行役員	諸 岡 道 雄	技術製造社長補佐、技術部・技術研究部・大江山製造所担当
常務執行役員	久保田 尚 志	経営企画部・経理部・総務部担当
常務執行役員	橋之口 真	営業本部長、営業本部(販売企画部・ソリューション営業部・高機能材営業推進部)・海外営業部・販売6支店担当
常務執行役員	大 田 富 貴	川崎製造所長、川崎製造所担当
常務執行役員	長谷川 正	原料鉱石部・購買部担当
常務執行役員	堀 内 晃	経営企画部長、情報システム室担当
執行役員	高 橋 博 喜	技術部長
執行役員	池 上 雄 二	営業本部副本部長
執行役員	野 田 真 人	大江山製造所長
執行役員	小 林 靖 彦	内部統制室長
執行役員	木 内 康 裕	高機能材営業推進部長
執行役員	佐々木 秀 一	総務部長
執行役員	王 昆	技術研究部長

(注) 執行役員 高橋博喜、池上雄二の2氏は、平成27年3月31日をもちまして退任いたしました。

(2) 取締役および監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支給人数	報酬等の額 百万円	摘 要
取 締 役	6	106	
監 査 役	5	33	
計	11	139	
(うち 社外役員)	(3)	(22)	

(注) 上記報酬等の額には、当事業年度中に退任した監査役1名が含まれております。

4 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 八重洲監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 「公認会計士法」(昭和23年法律第103号)第2条第1項に規定する業務に基づく報酬年額 43百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額年額 55百万円

(注) 当社の子会社であるNAS TOA (THAILAND) CO., LTD. は、当社の会計監査人以外の公認会計士の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は監査役全員の同意により、会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか正当な理由がある場合には、監査役会は、株主総会に提案する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5 業務の適正を確保するための体制等の整備についての取締役会決議の内容

(1) 決議事項

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ② 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ⑤ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ⑥ 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ⑦ 財務計算に関する書類その他の情報の信頼性を確保するための体制
- ⑧ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ⑨ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ⑩ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(2) 決議内容

- ・上記①及び②については、

当社は、すべての役員および社員が遵守すべき事項として「行動規範」を制定し、業務遂行に当たり、国内外の法令を遵守することはもとより、社会ルールを尊重し、良識ある企業活動を行う。また、常勤取締役を長とするコンプライアンス委員会により、法令に違反する、またはその恐れのある行為を防止する体制を確立する。

- ・上記③については、

当社は、「取締役会規程」等、業務執行のための社内諸規程において、関係法令等に基づく情報管理ルールを設定し、ITセキュリティを含めた、情報の適正な保存および管理を行う体制を確立する。

- ・上記④については、

当社は、事業経営に伴い発生するリスクの状況を正確に把握し、適切な管理を行うための体制整備を目的とした「リスク管理規程」を制定する。また、すでに運用している重要なリスクに係る個別規程、ならびにそれらの規程の円滑な運用を目的として設置した常設委員会の活動とあわせ、これらを効果的に運用し、リスクの適切な管理を行う。

- ・上記⑤については、

当社は、社内組織の円滑な活動を確保するため「業務分掌規程」、「経営会議規程」、「業務執行規程」により、案件の重要度に応じた適切かつ迅速な経営上の意思決定を行う。加えて、取締役会の活性化・機能強化を図り、当社を取り巻く経営環境の変化やグローバル競争の激化に的確に対応するため執行役員制度を導入し、業務執行にかかる責任と役割を明確にして、経営意思決定・業務執行のさらなる迅速化を図る。また、代表取締役社長の直属組織である内部統制室により、内部統制の有効性評価および改善促進を目的とした業務監査等を行う。

- ・上記⑥については、

当社は、関係会社等に対して管理・指導すべき経営上の基本的事項、および承認申請等の具体的運営手続きを定め、グループ連結経営の向上を実現する。また、当社および企業集団を構成する各子会社等（NASグループ）について共通の「リスク管理規程」を適用し、NASグループ全体のリスクを適切に管理するとともに、NASグループ各社のコンプライアンス担当部署の連携、当社内部統制室によるNASグループ全体を対象とした業務監査等により、企業集団における業務の適正を確保するための体制を構築する。

- ・上記⑦については、

当社は、財務計算に関する書類その他の情報が、当社の内外の者が当社の組織の活動を確認する上で極めて重要であり、その誤りは多くの利害関係者に対して不測の損害を与えるだけでなく、当社の組織に対する信頼を著しく失墜させることを深く認識し、財務計算に関する書類その他の情報の信頼性確保に全社を挙げて取り組む。

また、代表取締役は、財務計算に関する書類その他の情報の信頼性を確保するための体制を整備し、適切に運用するとともに、開示すべき重要な不備が発見された場合には、速やかにその是正措置を講じる。

- ・上記⑧及び⑨については、
当社は、監査役から要請があれば、監査役の業務を補助すべき使用人を置くこととし、その人事については、監査役の意見を聞くこととする。
- ・上記⑩及び⑪については、
監査役は、必要に応じて監査役会において、会計監査人又は取締役若しくはその他の者から定期的に報告を受ける。監査役会が必要と認めた業務監査の実施にあたっては、取締役および使用人はこれに協力する。

6 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念、当社の企業価値の様々な源泉および当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解した上で、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を中長期的に確保しまたは向上させることを真摯に目指す者でなければならぬと考えております。したがって、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう大規模な買付行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は、「Ⅰ. 社会に進歩と充実をもたらす、すぐれた商品を提供すること」、「Ⅱ. 自主独立を基本に、創造と効率を両輪として、あくなき発展と向上を追求すること」、および「Ⅲ. 当社と共に歩むものの幸福を増進し、より大きな働き甲斐のある場を社会に提供すること」を経営理念に掲げ、また、『新しい価値の創造に挑戦し、世界の市場で魅力あるステンレス特殊鋼メーカーとなる』ことを企業ビジョンとしております。

また、当社の企業価値の向上には、技術力・開発力の更なる向上とともに、技術とノウハウを有する従業員等の継続的な確保・育成、安定的な原料調達の確保、取引先その他の利害関係者との強固な信頼関係の維持等が不可欠であると考えます。

当社は、上記の経営理念および企業ビジョン、ならびに当社の企業価値の源泉についての考え方にに基づき、平成26年3月に、平成28年度（2016年度）を最終年度とする「中期経営計画2014」（以下「本中期経営計画」といいます。）を策定し、本中期経営計画の達成に向けて、当社グループ一丸となって邁進しております。

当社は、本中期経営計画において、引き続き予想される厳しい経営環境を踏まえ、安定した経常黒字確保と復配を実現するとともに、国内外において競争力あるステンレス特殊鋼メーカーとして勝ち抜くことを目標とし、それに向けた諸施策を取りまとめました。本中期経営計画では、高機能材部門5,000トンの事業構造への転換により、安定収益基盤の確立を目指し、また、経常利益は、株式配当と自己資本充実の両方を確保できる利益水準である、連結ベースで40億円以上、単体ベースで30億円以上を目標としております。

当社は、本中期経営計画の達成に向けた施策として、以下の取組みを推進いたします。

- ① 収益力強化と財務基盤強化に向けた基本戦略
 - (ア) 高機能材拡販戦略の深化
 - (i) 成長事業分野・業種への取組み
 - (ii) 国内外における販売体制の強化
 - (イ) 高機能材事業の競争力強化策
 - (i) 汎用ルート化深耕による製造技術プロセス革新
 - (ii) 原料基盤の多様化による競争力の強化（コストダウンの推進）
 - (iii) アライアンスの積極活用
 - (iv) 納期競争力の強化
 - (ウ) 顧客ニーズに対応した品質サービスの強化
 - (i) 高機能材の付加価値の拡大
 - (エ) 一般材事業の強化
- ② 企業インフラの整備
 - (ア) エネルギーコスト上昇への対応
 - (イ) 業務改革の継続
 - (ウ) 技術基盤の強化と人材育成
 - (エ) グループ会社の生産、販売の連携強化
- ③ 設備投資内容 今後3年間で約140億円の設備投資を計画
(内訳) ・競争力強化関連 30億円
・事業基盤強化 85億円
・関係会社関連 25億円
- ④ 環境への取組み
環境保全活動の推進により地域社会との協調連帯を図り、また、資源の有効活用により、省資源・リサイクル・省エネルギーを推進し、持続可能な循環型社会の創出に貢献してまいります。
- ⑤ 内部統制への取組み
企業集団における業務の適正を確保するための体制の維持向上に努めていくとともに、内部通報制度の機能拡充等によって、迅速な情報収集を進め、事業経営に伴い発生するリスクの状況を正確に把握し、適切な管理を行ってまいります。

当社は、これらの取組みを推進することにより、本中期経営計画の達成を通じて、ステンレス特殊鋼メーカーとしての事業基盤をより一層強固にし、もって企業価値を高めることに取り組んでおります。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご利益を確保しまたは向上させることを目的として、以下の当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（以下「本対応方針」といいます。）を導入しております。

本対応方針の内容の詳細につきましては、下記の当社ウェブサイトをご参照下さい。

(http://www.nyk.co.jp/pdf/investors/protect/protection_140509.pdf)

① 大規模買付ルールの設定

(ア) 対抗措置の発動の対象となる大規模買付行為

本対応方針においては、(i) 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合の合計が20%以上となる買付け、(ii) 当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けに該当する行為またはこれらに類似する行為（但し、当社取締役会が予め承認したものを除きます。このような行為を以下「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行いまたは行おうとする者を以下「大規模買付者」といいます。）がなされ、またはなされようとする場合には、本対応方針に基づく対抗措置が発動されることがあります。

(イ) 大規模買付意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社に対して、本対応方針に定められた手続（以下「大規模買付ルール」といいます。）に従って大規模買付行為を行う旨の誓約等を記載した大規模買付意向表明書を提出していただきます。

(ウ) 大規模買付情報の提供

上記(イ)の大規模買付意向表明書をご提出いただいた場合には、大規模買付者には、当社に対して、大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討等のために必要且つ十分な情報（以下「大規模買付情報」といいます。）を提供していただきます。

当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運営を図る観点から、当初提供していただくべき情報を記載した大規模買付情報リストの発送後60日間を、当社取締役会が大規模買付者に対して大規模買付情報の提供を要請し、大規模買付者が情報の提供を行う期間（以下「情報提供要請期間」といいます。）として設定し、情報提供要請期間が満了した場合には、大規模買付情報が十分に揃わない場合であっても、その時点で当社取締役会は大規模買付情報の提供に係る大規模買付者とのやり取りを打ち切り、直ちに取締役会評価期間（下記(エ)にて定義されます。）を開始するものとします。

また、当社は、大規模買付情報の提供が完了したと当社取締役会において合理的に判断されるときには、速やかにその旨を大規模買付者に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）します。

(エ) 取締役会評価期間の設定等

当社は、情報提供完了通知を行った後または情報提供要請期間が満了した後、外部専門家等の助言を得た上で、60日以内で合理的に必要な期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

大規模買付者は、取締役会評価期間の経過後においてのみ、大規模買付行為を開始することができるものとします。

② 大規模買付行為がなされた場合における対応方針

(ア) 対抗措置発動の条件

大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行いまたは行おうとする場合、または、大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行いまたは行おうとする場合であっても、当該大規模買付行為が濫用的な買付行為であると認められる場合には、当社取締役会は、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を確保しまたは向上させるために必要且つ相当な対抗措置を発動することがあります。

また、当社取締役会は、(i) 対抗措置の発動の是非につき株主の皆様のご意思を確認するための株主総会（以下「株主意思確認株主総会」といいます。）を招集し、対抗措置の発動の是非につき株主の皆様のご意思を確認することが適切であると判断した場合、または(ii) 特別委員会が株主意思確認株主総会を招集することを勧告した場合には、株主意思確認株主総会を招集し、対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていただくことができるものとします。大規模買付者は、当社取締役会が株主意思確認株主総会を招集することを決定した場合には、当該株主意思確認株主総会終結時まで、大規模買付行為を開始することができないものとします。

(イ) 対抗措置の内容

本対応方針における対抗措置としては、原則として、新株予約権の無償割当てを行います。

③ 本対応方針の合理性および公正性を担保するための制度および手続

(ア) 特別委員会の設置および諮問等の手続

取締役会評価期間を延長するか否か、対抗措置を発動するか否か、および発動した対抗措置を維持するか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性および公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置しております。

当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、その勧告を最大限尊重するものいたします。

(イ) 本対応方針の導入に関する株主の皆様のご意思の確認

本対応方針は、平成26年6月26日開催の当社第132期定時株主総会において、出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されております。

(ウ) 対抗措置の発動に関する株主の皆様のご意思の確認

所定の場合には、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、当該対抗措置を発動するか否かについて、株主の皆様のご意思を確認するために、株主意思確認株主総会を招集し、大規模買付者に対して対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていただくことができるものとしております。

(エ) 本対応方針の有効期間、廃止および変更

本対応方針の有効期間は、平成29年6月に開催予定の当社第135期定時株主総会の終結時までといたします。

なお、かかる有効期間の満了前であっても、(i) 当社株主総会において本対応方針を廃止もしくは変更する旨の議案が承認された場合、または、(ii) 当社取締役会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止または変更されるものとします。また、かかる有効期間の満了前であっても、(iii) 平成26年6月26日開催の当社第132期定時株主総会の終結後、毎年、定時株主総会の終結直後に開催される取締役会において、本対応方針の継続について審議することとし、当該取締役会において、本対応方針の継続を承認する旨の決議がなされなかった場合には、本対応方針はその時点で廃止されるものとします。

(4) 上記(2)の取組みについての取締役会の判断

当社は、多数の投資家の皆様に中長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させるための取組みとして、上記(2)の取組みを実施しております。上記(2)の取組みの実施を通じて、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させ、それを当社株式の価値に適正に反映させていくことにより、上記のような当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう大規模な買付行為は困難になるものと考えられ、上記(2)の取組みは、上記(1)の基本方針の実現に資するものであると考えております。

したがって、上記(2)の取組みは上記(1)の基本方針に沿うものであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(5) 上記(3)の取組みについての取締役会の判断

上記(3)の取組みは、大規模買付行為を行おうとする大規模買付者に対して十分な情報の提供と十分な検討等の期間の確保を要請したにもかかわらず、かかる要請に応じない大規模買付者に対して、または、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を行いもしくは行おうとする大規模買付者に対して、対抗措置を発動できることとしています。したがって、本対応方針は、これらの大規模買付者による大規模買付行為を防止するものであり、本対応方針の導入は、上記(1)の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みであります。また、上記(3)の取組みは、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保しまたは向上させることを目的として、大規模買付者に対して、当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供、およびその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めるために実施されるものです。さらに、上記(3)の取組みにおいては、株主意思の重視（株主総会決議とサンセット条項）、合理的且つ客観的な対抗措置発動要件の設定、特別委員会の設置等の当社取締役会の恣意的な判断を排し、上記(3)の取組みの合理性を確保するための様々な制度および手続が確保されているものであります。

したがって、上記(3)の取組みは上記(1)の基本方針に沿うものであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	59,158	流 動 負 債	62,043
現 金 及 び 預 金	5,042	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	17,485
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	20,966	短 期 借 入 金	27,470
有 価 証 券	30	一 年 内 償 還 予 定 の 社 債	600
商 品 及 び 製 品	9,193	一 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	10,423
仕 掛 品	15,584	未 払 法 人 税 等	64
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	7,927	未 払 消 費 税 等	820
繰 延 税 金 資 産	81	賞 与 引 当 金	690
そ の 他	899	そ の 他	4,492
貸 倒 引 当 金	△564	固 定 負 債	44,717
固 定 資 産	81,796	社 債	2,400
有 形 固 定 資 産	75,037	長 期 借 入 金	22,651
建 物 及 び 構 築 物	11,986	繰 延 税 金 負 債	7,933
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	22,506	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	958
土 地	38,784	退 職 給 付 に 係 る 負 債	9,067
建 設 仮 勘 定	336	環 境 対 策 引 当 金	30
そ の 他	1,425	金 属 鉱 業 等 鉱 害 防 止 引 当 金	5
無 形 固 定 資 産	1,162	そ の 他	1,674
ソ フ ト ウ ェ ア	986	負 債 合 計	106,761
そ の 他	176	(純 資 産 の 部)	
投 資 そ の 他 の 資 産	5,597	株 主 資 本	31,008
投 資 有 価 証 券	4,913	資 本 金	24,301
繰 延 税 金 資 産	99	資 本 剰 余 金	9,542
そ の 他	608	利 益 剰 余 金	△2,697
貸 倒 引 当 金	△23	自 己 株 式	△138
繰 延 資 産	61	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	3,241
社 債 発 行 費	61	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,370
資 産 合 計	141,015	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△0
		土 地 再 評 価 差 額 金	1,724
		為 替 換 算 調 整 勘 定	147
		少 数 株 主 持 分	5
		純 資 産 合 計	34,254
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	141,015

連結損益計算書

(自 平成26年 4月 1日)
(至 平成27年 3月 31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		129,500
売上原価		117,414
売上総利益		12,086
販売費及び一般管理費		9,768
営業利益		2,318
営業外収益		
受取利息及び配当金	77	
持分法による投資利益	30	
固定資産賃貸料	105	
為替差益	313	
その他	98	623
営業外費用		
支払利息	1,151	
有形売却損	128	
その他	354	1,634
経常利益		1,307
特別利益		
固定資産売却益	75	
投資有価証券売却益	13	88
特別損失		
投資有価証券売却損	9	
環境対策費	67	76
税金等調整前当期純利益		1,319
法人税、住民税及び事業税	80	
法人税等調整額	△861	△781
少数株主損益調整前当期純利益		2,100
少数株主利益		8
当期純利益		2,092

連結株主資本等変動計算書

(自 平成26年4月1日
至 平成27年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式		
当 期 首 残 高	24,301	9,542	△5,135	△133		28,575
会計方針の変更による累積的影響額	-	-	128	-		128
会計方針の変更を反映した当期首残高	24,301	9,542	△5,007	△133		28,703
当 期 変 動 額						
当 期 純 利 益	-	-	2,092	-		2,092
自己株式の取得	-	-	-	△1		△1
持分法の適用範囲の変動	-	-	221	△5		217
土地再評価差額金の取崩	-	-	△3	-		△3
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-		-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	2,310	△5		2,305
当 期 末 残 高	24,301	9,542	△2,697	△138		31,008

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当 期 首 残 高	695	△0	1,651	42	2,387	36	30,998
会計方針の変更による累積的影響額	-	-	-	-	-	-	128
会計方針の変更を反映した当期首残高	695	△0	1,651	42	2,387	36	31,127
当 期 変 動 額							
当 期 純 利 益	-	-	-	-	-	-	2,092
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	△1
持分法の適用範囲の変動	-	-	-	-	-	-	217
土地再評価差額金の取崩	-	-	-	-	-	-	△3
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	676	0	74	105	854	△32	822
当 期 変 動 額 合 計	676	0	74	105	854	△32	3,128
当 期 末 残 高	1,370	△0	1,724	147	3,241	5	34,254

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 9社

主要な連結子会社の名称

ナストア株式会社、ナス鋼帯株式会社、ナス物産株式会社、クリーンメタル株式会社、ナスクリエート株式会社、ナスエンジニアリング株式会社、ナステック株式会社、宮津海陸運輸株式会社、NAS TOA (THAILAND) CO., LTD.

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

主要な非連結子会社はありません。

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社11社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲に含めておりません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法適用非連結子会社の数

該当する非連結子会社はありません。

持分法適用関連会社の数 1社

持分法適用関連会社の名称 三豊金属株式会社

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な会社等の名称

(非連結子会社)

主要な非連結子会社はありません。

(関連会社)

主要な関連会社はありません。

持分法を適用していない理由

持分法を適用していない非連結子会社11社及び関連会社1社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲に含めておりません。

(3) 持分法適用手続きに関する特記事項

持分法適用関連会社については、事業年度が連結会計年度と異なるため、連結計算書類の作成にあたっては2月末現在で仮決算を実施しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

3. 持分法適用の範囲の変更に関する事項

持分法非適用関連会社であった三豊金属株式会社は、重要性が増したため、当連結会計年度より持分法の適用範囲に含めております。

4. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、NAS TOA (THAILAND) CO., LTD. (2月末日)を除き、連結決算日と一致しております。なお、連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用して連結決算を行っております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

5. 会計処理基準に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

主として定額法を採用しております。

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

主として売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

主として従業員の賞与に充てるため、支給見込額に基づき算定しております。

③ 環境対策引当金

アスベスト除去及びPCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物処理に関する支出に備えるため、当連結会計年度末においてその金額を合理的に見積もることができる額を計上しております。

- ④ 金属鉱業等鉱害防止引当金
金属鉱業等鉱害対策特別措置法に規定する特定施設の使用終了後における鉱害防止費用の支出に備えるため、所要額を計上しております。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用及び数理計算上の差異は、その発生年度において一括償却しております。
- (5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- ① 繰延資産の処理方法
社債発行費については社債償還期間（5年間）にわたり均等償却しております。
- ② ヘッジ会計の方法
(ヘッジ会計の方法)
原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約について振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を採用しており、金利スワップ取引について特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を適用しております。
(ヘッジ手段とヘッジ対象)
- | | |
|--|--|
| <p>ヘッジ手段</p> <p>為替予約取引</p> <p>為替オプション取引</p> <p>通貨スワップ取引</p> <p>商品デリバティブ取引</p> <p>金利スワップ取引</p> <p>(ヘッジ方針)</p> | <p>ヘッジ対象</p> <p>外貨建取引及び外貨建予定取引等</p> <p>外貨建取引及び外貨建予定取引等</p> <p>外貨建取引及び外貨建予定取引等</p> <p>原材料及び買掛金</p> <p>借入金</p> |
|--|--|
- 当社の社内規程である「ヘッジ取引規程」に基づき、資産の価格変動、為替変動及び負債の金利変動ほか、各種相場の変動による損失の可能性（リスク）を減殺することを目的にヘッジ取引を行っております。
- また連結子会社につきましても概ね当社と同様であります。
- (ヘッジ有効性評価の方法)
ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計または相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計または相場変動を半期毎に比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。
- ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。
- ③ 消費税等の会計処理
税抜方式によっております。
- ④ 連結納税制度の適用
連結納税制度を適用しております。

6. のれんの償却方法及び償却期間に関する事項

のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

7. 会計方針の変更

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間毎の金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が128百万円減少し、利益剰余金が128百万円増加しております。また、この変更が当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	9,645百万円
(うち財団抵当)	(6,982)百万円
機械装置及び運搬具	19,491百万円
(うち財団抵当)	(19,450)百万円
地	35,066百万円
(うち財団抵当)	(30,452)百万円
投資有価証券	2,152百万円
貯蔵品	752百万円
仕掛品等(注)	9,960百万円
計	77,066百万円

(注) 常に保管を要する金額を記載しております。

(2) 担保に係る債務

短期借入金	22,439百万円
一年内返済予定の長期借入金	10,139百万円
長期借入金	22,651百万円
割引手形	875百万円
長期未払金	316百万円
未払金	298百万円
計	56,718百万円

上記債務の他に、無担保社債に対する銀行保証が3,000百万円あります。

2. 有形固定資産の減価償却累計額	161,710百万円
3. 保証債務	
従業員住宅資金借入に伴う債務保証	16百万円
4. 受取手形割引高及び裏書譲渡高	
受取手形割引高	3,773百万円
受取手形譲渡高	393百万円

5. 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法 「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算定する方法、及び第5号に定める不動産鑑定士の鑑定評価によって算出しております。

再評価を行った年月日

当社	平成13年3月31日
一部の国内子会社	平成14年3月31日

再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

165百万円

(連結損益計算書に関する注記)

期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損（△は戻入額）が売上原価に含まれております。

286百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

 普通株式 154,973,338株（うち自己株式数 284,744株）

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また資金調達については銀行借入及び社債によることを方針としております。デリバティブについては、資産または負債の価格変動、金利変動及び為替変動ほか、各種相場の変動による損失の可能性（リスク）を低減することを目的とし、デリバティブ取引をその手段として用いております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに金融商品に係るリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建て売掛債権につきましては、為替の変動リスクに晒されておりますが、その一部を先物為替予約を利用してヘッジしております。信用リスクについては、当社グループ各社の債権管理規程に基づき、営業管理部門が中心となって主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先の信用区分や取引相手毎の債権残高等を管理することにより、リスクの軽減に努めております。

有価証券及び投資有価証券は、主として業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクにつきましては、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。このうち、外貨建ての債務については為替の変動リスクに晒されておりますが、その一部を先物為替予約を利用してヘッジしております。

借入金のうち、短期借入金については運転資金に係る資金調達であり、社債、長期借入金及びファインンス・リース取引に係るリース債務、一部の長期未払金は、主として設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。返済期限は最長で決算日後5年であります。このうち一部は金利変動のリスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

当社グループのデリバティブ取引は、外貨建て営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引等、及びニッケル原料等に係る商品相場の変動リスクに対するヘッジを目的とした商品デリバティブ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記「5. 会計処理基準に関する事項 (5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 ② ヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

デリバティブ取引に係る信用リスクについては、取引相手先を信用力の高い国内銀行または国内商社に限定しているため、相手方の契約不履行によるリスクは僅少であると考えております。また、その執行・管理については、取引方法及び取引権限等を定めた管理規程に従い、実行されております。なお、連結子会社についても概ね当社と同様であります。

また、営業債務や借入金等は流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金計画を作成・更新し、手許流動性維持を図るなどにより流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を含んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価に関する事項

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	5,042	5,042	—
(2) 受取手形及び売掛金	20,966	20,966	—
(3) 有価証券及び投資有価証券	3,941	3,941	—
資産計	29,949	29,949	—
(1) 支払手形及び買掛金	17,485	17,485	—
(2) 短期借入金	27,470	27,470	—
(3) 長期借入金	33,074	33,096	21
(4) 社債	3,000	3,000	—
負債計	81,029	81,050	21
デリバティブ取引(*)	(0)	(0)	—

(*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関等から提示された価格によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

これらには、1年以内返済予定のものも含んでおります。

固定金利によるものは、元利金の合計を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また当社グループの信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

ただし、変動金利による長期借入金の一部については、金利スワップの特例処理の対象としており、当該スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(4) 社債

市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは元利金の合計を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、取引金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	1,003

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	221円41銭
1株当たり当期純利益	13円52銭

(その他の注記)

金額の端数処理

百万円未満を四捨五入して表示しております。

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	50,075	流 動 負 債	50,724
現 金 及 び 預 金	2,548	支 払 手 形 金	6,702
受 取 手 形 金	6,327	買 掛 金	7,495
売 掛 金	11,299	短 期 借 入 金	20,195
商 品 及 び 製 品	3,810	一 年 内 償 還 予 定 の 社 債	600
仕 掛 品	14,822	一 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	9,641
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	6,941	リ ー ス 債 務 金	222
短 期 貸 付 金	4,067	未 払 金	943
そ の 他	262	未 払 費 用	2,049
固 定 資 産	76,649	未 払 法 人 税 等	38
有 形 固 定 資 産	66,652	預 り 金	1,081
建 築 物	7,801	賞 与 引 当 金	370
構 築 物	2,791	そ の 他	1,389
機 械 及 び 装 置	20,636	固 定 負 債	40,678
工 具 器 具 及 び 備 品	114	社 債 金	2,400
土 地	34,459	長 期 借 入 金	21,309
リ ー ス 資 産	565	リ ー ス 債 務	412
建 設 仮 勘 定	280	繰 延 税 金 負 債	8,334
そ の 他	5	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	438
無 形 固 定 資 産	1,045	退 職 給 付 引 当 金	6,936
ソ フ ト ウ ェ ア	960	環 境 対 策 引 当 金	26
そ の 他	85	金 属 鉱 業 等 鉱 害 防 止 引 当 金	5
投 資 そ の 他 の 資 産	8,952	資 産 除 去 債 務	220
投 資 有 価 証 券	4,146	そ の 他	599
関 係 会 社 株 式	4,372	負 債 合 計	91,402
関 係 会 社 出 資 金	17	(純 資 産 の 部)	
そ の 他	419	株 主 資 本	33,513
貸 倒 引 当 金	△2	資 本 金	24,301
繰 延 資 産	61	資 本 剰 余 金	9,542
社 債 発 行 費	61	資 本 準 備 金	9,542
資 産 合 計	126,785	利 益 剰 余 金	△197
		そ の 他 利 益 剰 余 金	△197
		繰 越 利 益 剰 余 金	△197
		自 己 株 式	△133
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	1,869
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,195
		土 地 再 評 価 差 額 金	674
		純 資 産 合 計	35,382
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	126,785

損 益 計 算 書

(自 平成26年 4月 1日)
(至 平成27年 3月 31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		106,281
売 上 原 価		99,741
売 上 総 利 益		6,540
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,457
営 業 利 益		1,083
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	215	
固 定 資 産 賃 貸 料	348	
為 替 差 益	195	
そ の 他	81	839
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	999	
手 形 売 却 損	91	
固 定 資 産 除 却 損	87	
そ の 他	210	1,387
経 常 利 益		536
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	12	
固 定 資 産 売 却 益	22	34
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 売 却 損	9	
環 境 対 策 費	61	71
税 引 前 当 期 純 利 益		499
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	△12	
法 人 税 等 調 整 額	△828	△839
当 期 純 利 益		1,339

株主資本等変動計算書

(自 平成26年 4月 1日)
(至 平成27年 3月 31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 計
		資本準備金	資本剰余金計 合	その他利益 剰余金 繰越剰余 金	利益剰余金計 合		
当 期 首 残 高	24,301	9,542	9,542	△1,661	△1,661	△133	32,049
会計方針の変更による累積 的影響	-	-	-	128	128	-	128
会計方針の変更を反映した 当期首残高	24,301	9,542	9,542	△1,533	△1,533	△133	32,178
当 期 変 動 額							
当 期 純 利 益	-	-	-	1,339	1,339	-	1,339
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-	-	-	△0	△0
土地再評価差額金の取崩	-	-	-	△3	△3	-	△3
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	1,336	1,336	△0	1,336
当 期 末 残 高	24,301	9,542	9,542	△197	△197	△133	33,513

	評 価 ・ 換 算 差 額 等					純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額	繰延ヘッジ損益	土 地 再 評 価 差 額	評 差 額 ・ 換 算 計	評 差 額 等 換 算 計	
当 期 首 残 高	602	△0	626	1,228	33,277	
会計方針の変更による累積 的影響	-	-	-	-	128	
会計方針の変更を反映した 当期首残高	602	△0	626	1,228	33,406	
当 期 変 動 額						
当 期 純 利 益	-	-	-	-	1,339	
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-	-	△0	
土地再評価差額金の取崩	-	-	-	-	△3	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	593	0	48	641	641	
当 期 変 動 額 合 計	593	0	48	641	1,977	
当 期 末 残 高	1,195	-	674	1,869	35,382	

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のあるもの………決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております)

市場価格のないもの………移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定) によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与に充てるため、支給見込額に基づき算定しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

- ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
数理計算上の差異及び過去勤務費用は、その発生年度において一括償却しております。

(4) 環境対策引当金

アスベスト除去及びPCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物処理に関する支出に備えるため、当事業年度末においてその金額を合理的に見積もることができる額を計上しております。

(5) 金属鉱業等鉱害防止引当金

金属鉱業等鉱害対策特別措置法に規定する特定施設の使用終了後における鉱害防止費用の支出に備えるため、所要額を計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

社債発行費については社債償還期間（5年間）にわたり均等償却しております。

(2) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約について振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を採用しており、金利スワップ取引について特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を適用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約取引	外貨建取引及び外貨建予定取引等
為替オプション取引	外貨建取引及び外貨建予定取引等
通貨スワップ取引	外貨建取引及び外貨建予定取引等
商品デリバティブ取引	原材料及び買掛金
金利スワップ取引	借入金

③ ヘッジ方針

当社の社内規程である「ヘッジ取引規程」に基づき、資産の価格変動、為替変動及び負債の金利変動ほか、各種相場の変動による損失の可能性（リスク）を減殺することを目的にヘッジ取引を行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計または相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計または相場変動を半期毎に比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。

ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(3) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(4) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(会計方針の変更に関する注記)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日)を、当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間毎の金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が128百万円減少し、繰越利益剰余金が128百万円増加しております。また、この変更が当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

貯蔵品	752百万円
仕掛品等(注)	9,960百万円
建物	6,856百万円
構築物	1,953百万円
機械及び装置	18,508百万円
土地	32,473百万円
投資有価証券	2,152百万円
計	72,654百万円

(注) 常に保管を要する金額を記載しております。

(2) 担保に係る債務

短期借入金	20,050百万円
1年以内返済予定の長期借入金	9,357百万円
長期借入金	21,309百万円
未払金	298百万円
長期未払金	316百万円
計	51,329百万円

上記の他に、無担保社債に対する銀行保証が3,000百万円あります。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 142,374百万円

3. 保証債務

従業員住宅資金借入に伴う債務保証	16百万円
------------------	-------

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	12,621百万円
短期金銭債務	4,368百万円

5. 受取手形割引高及び裏書譲渡高	
受取手形割引高	1,503百万円

6. 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法 「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算定する方法、及び第5号に定める不動産鑑定士の鑑定評価によって算出しております。

再評価を行った年月日 平成13年3月31日

再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額
694百万円

7. 圧縮記帳

国庫補助金受入により、建物11百万円、機械及び装置436百万円の圧縮記帳を行っており、貸借対照表計上額はこの圧縮記帳額を控除しております。

なお、このうち当事業年度の圧縮記帳額は機械及び装置51百万円であります。

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高	営業取引による取引高	
	売上高	43,033百万円
	仕入高等	15,160百万円
	営業取引以外の取引による取引高	479百万円
2. 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損（△は戻入額）が売上原価に含まれております。		310百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	284,744株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金繰入額損金算入超過額	2,239百万円
賞与引当金繰入額損金算入超過額	152百万円
役員退職慰労引当金繰入額損金算入超過額	8百万円
貸倒引当金繰入額損金算入超過額	1百万円
投資有価証券評価損否認額	1,216百万円
減損損失	1,511百万円
土地再評価差損	79百万円
税務上の繰越欠損金	13,335百万円
その他	373百万円
繰延税金資産小計	18,914百万円
評価性引当額	△18,914百万円
繰延税金資産合計	－百万円
繰延税金負債	
土地再評価差益	438百万円
合併による土地再評価差額金	355百万円
分社による土地再評価差額金	7,742百万円
その他	236百万円
繰延税金負債合計	8,772百万円
繰延税金負債の純額	8,772百万円

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成27年4月1日以降解消されるものに限る）に使用する法定実効税率は、従来の35.58%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については33.05%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については32.28%となります。

この税率変更により、繰延税金負債の金額は852百万円減少し、法人税等調整額が828百万円、その他有価証券評価差額金が24百万円それぞれ増加しております。

また、再評価に係る繰延税金負債は45百万円減少し、土地再評価差額金が同額増加しております。

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
(有形固定資産)			
機械及び装置	321	300	21
工具器具及び備品	81	80	0
(無形固定資産)			
ソフトウェア	62	62	-
合計	464	442	22

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

2. 未経過リース料期末残高相当額

1年内	22百万円
合計	22百万円

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

3. 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	46百万円
減価償却費相当額	46百万円

4. 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権所有割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	ナストーア株式会社	直接 100%	当社製品の販売	製品の販売 (注1)	2,841百万円	売掛金 受取手形	74百万円 614百万円
			資金の援助	資金の貸付(注2) 資金の回収	187百万円 187百万円	短期貸付金	3,617百万円
			資金の活用	資金の預り(注4) 支払利息	0百万円	預り金	30百万円
子会社	ナス鋼帯株式会社	直接 100%	当社製品の販売	製品の販売 (注1)	4,441百万円	売掛金 受取手形	121百万円 659百万円
			資金の活用	資金の預り (注4) 支払利息	1百万円	預り金	218百万円
子会社	ナス物産株式会社	直接 100%	当社製品の販売	製品の販売 (注1)	35,566百万円	売掛金 受取手形	3,442百万円 3,499百万円
			当社製品の原料等購入	原料等の仕入(注5)	8,395百万円	買掛金 支払手形	1,424百万円 210百万円
			資金の援助	資金の貸付(注3) 資金の回収 貸付金利息	450百万円 450百万円 7百万円	短期貸付金	450百万円
			資金の活用	資金の預り(注4) 支払利息	1百万円	預り金	690百万円

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。
- (注2) 資金の貸付については、無利息としております。なお、土地・建物等を担保として受け入れております。
- (注3) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
- (注4) 資金の預りについては、当社がグループ会社に提供するキャッシュマネジメントシステムに係るものであります。また、資金の決済が随時行われており、取引金額としての把握が困難であるため、期末残高のみを記載しております。
- (注5) 原料等の仕入れについては、ナス物産株式会社以外からも複数の見積りを入手し、市場の実勢価格を勘案して発注先及び価格を決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	228円73銭
1株当たり当期純利益	8円65銭

(その他の注記)

金額の端数処理
百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

日本冶金工業株式会社
取締役会 御中

平成27年5月18日

八重洲監査法人

代表社員 公認会計士 久具 壽男 ㊞
業務執行社員

代表社員 公認会計士 三井 智宇 ㊞
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 辻田 武司 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本冶金工業株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本冶金工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

日本冶金工業株式会社
取締役会 御中

平成27年5月18日

八重洲監査法人

代表社員 公認会計士 久具 壽男 ㊞
業務執行社員

代表社員 公認会計士 三井 智宇 ㊞
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 辻田 武司 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本冶金工業株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第133期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第133期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告致します。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。各監査役は、監査役会が定めた「監査役監査基準」に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部統制室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で調査並びに監査を実施致しました。

- (1) 取締役会及び経営会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類である甲決定書等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査致しました。
- (2) 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他、株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた「内部統制システムに係る監査の実施基準」に準拠し、取締役及び使用人等から、その構築及び運用状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明致しました。
- (3) 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- (4) 子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、定期的の子会社から事業の報告を受け、また、子会社に赴き業務及び財産の状況を調査致しました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討致しました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討致しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。さらに、その運用については、要求されているレベルに対して、着実な改善が図られていると認めます。監査役会としては、今後更なる改善努力を期待し、引続き監視及び検証を実施致します。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人八重洲監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人八重洲監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月21日

日本冶金工業株式会社 監査役会

常勤監査役	山口 宗一 ㊟
常勤監査役 (社外監査役)	櫛木 一男 ㊟
監査役 (社外監査役)	稲垣 多津夫 ㊟
監査役	前田 博美 ㊟

以上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役4名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役木村始、諸岡道雄、橋之口真、岡田和彦の4氏が任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	木村始 (昭和26年6月18日生)	昭和49年4月 株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行 平成15年3月 株式会社みずほコーポレート銀行（現株式会社みずほ銀行）常務執行役員 平成17年6月 当社常任顧問 平成17年6月 当社代表取締役専務取締役 平成22年6月 当社代表取締役副社長 平成24年6月 当社代表取締役執行役員副社長 平成24年12月 当社代表取締役社長執行役員社長 現在に至る	78,500株
2	諸岡道雄 (昭和24年12月19日生)	昭和47年4月 当社入社 平成17年6月 当社取締役営業本部副本部長兼高機能材販売部長 平成20年6月 当社常務取締役、株式会社YAKIN川崎代表取締役社長 平成22年4月 当社常務取締役川崎製造所長 平成24年6月 当社取締役専務執行役員 平成25年6月 当社代表取締役専務執行役員 現在に至る (担当) 技術製造社長補佐、グループ環境・知的財産部、技術研究部、大江山製造所担当	50,900株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
3	はし の ぐち まこと 橋之口 真 (昭和30年6月17日生)	昭和54年4月 当社入社 平成20年6月 当社販売企画部長 平成22年6月 当社取締役販売企画部長 平成24年6月 当社常務執行役員営業本部副本部長兼販売企画部長 平成25年6月 当社取締役常務執行役員営業本部長 現在に至る (担当) 営業本部長、営業本部(販売企画部・ソリューション営業部・高機能材営業推進部)・海外営業部・販売6支店担当	32,400株
4	おか だ かず ひこ 岡田和彦 (昭和20年7月9日生)	昭和43年4月 宇部興産株式会社入社 平成11年6月 同社取締役経営管理部長 平成13年6月 同社取締役常務執行役員経営管理部長 平成15年6月 同社取締役専務執行役員経営管理室長 平成17年6月 同社代表取締役副社長執行役員 平成23年6月 同社相談役 平成25年6月 当社社外取締役 現在に至る	3,000株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
2. 社外取締役候補者に関する会社法施行規則第74条第4項に定める事項の内容
- ①候補者岡田和彦氏は、社外取締役の候補者であります。
なお、当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。
- ②岡田和彦氏は、他社の経営に長年にわたって携われ、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知識をお持ちであります。その知識と経験を活かし、当社経営に対して有益な意見や指摘をいただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- ③岡田和彦氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会最終の時をもって2年となります。
- ④岡田和彦氏が取締役に再任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。

第2号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役山口宗一氏、櫛木一男氏の2氏が任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	やまぐち そういち 山 口 宗 一 (昭和23年8月23日生)	昭和46年4月 当社入社 平成13年6月 当社大江山製造所総務部長 平成15年4月 株式会社YAKIN大江山総務部長 平成16年6月 ナスクリエート株式会社取締役総務部長 平成18年6月 同社取締役総務部長兼営業第二部長 平成19年6月 同社常務取締役総務部長兼営業第二部長 平成19年9月 同社常務取締役営業第二部長 平成20年10月 同社常務取締役 平成23年6月 当社常勤監査役 現在に至る	25,900株
※2	きしだ まもる 岸 田 守 (昭和30年5月20日生)	昭和54年4月 株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行 平成12年1月 同行米州部副部長 平成14年4月 株式会社みずほコーポレート銀行（現株式会社みずほ銀行）米州企画部次長 平成17年7月 株式会社みずほフィナンシャルグループ主計部長 平成21年4月 上野トランステック株式会社専務執行役員 平成22年4月 みずほ電子債権記録株式会社代表取締役社長 現在に至る	5,000株

(注) 1 候補者番号の箇所に※とあるのは新任の監査役候補者であります。

2 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

3 社外監査役候補者に関する会社法施行規則第76条第4項に定める事項の内容

①候補者岸田守氏は、社外監査役の候補者であります。

②岸田守氏は、金融機関において重要な役職に就かれ、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知識をお持ちであります。その知識と経験を活かし、当社に対して的確な助言と監査をしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

③岸田守氏が監査役に選任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

④岸田守氏は、平成27年6月18日に開催されるみずほ電子債権記録株式会社の定時株主総会において、同社代表取締役社長を退任される予定であります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は、次のとおりであります。

ふり 氏 (生年月日)	がな 名 略 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
ほし 星 (昭和45年8月15日生)	かわ 川 のぶ 信 ゆき 行 平成14年4月 最高裁判所司法研修所司法修習生 平成15年10月 弁護士登録(第二東京弁護士会) 弁護士法人星川法律事務所入 現在に至る	0株

- (注) 1 候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
- 2 社外監査役候補者に関する会社法施行規則第76条第4項に定める事項の内容
- ① 候補者星川信行氏は、社外監査役の候補者であります。
 - ② 同氏は、監査役に就任された場合に、弁護士として培われた法律知識を主にコンプライアンスの観点から当社の監査体制に活かしていただくため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。
 - ③ 同氏は直接、企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士としてコーポレートガバナンスを含む企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
 - ④ 同氏が監査役に就任された場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

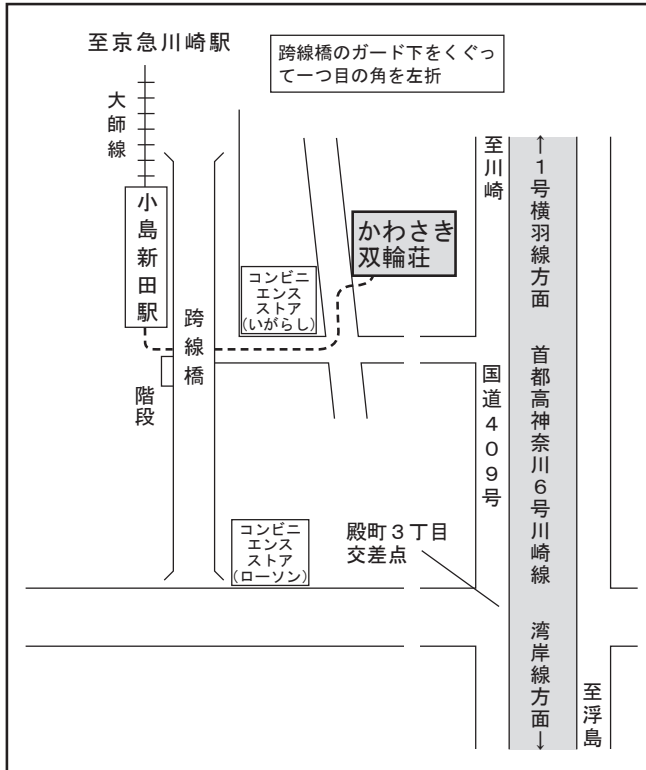
以上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing.

第133期 定時株主総会会場 ご案内略図

会場 神奈川県川崎市川崎区江川二丁目 8 番14号
かわさき双輪荘 1 階



京浜急行 大師線 小島新田駅 徒歩2分

会場には駐車場の用意がありませんので
電車等をご利用ください。